

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 令和5年11月20日(月)
第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。
- 開会 令和5年11月20日(月)午前9時55分
- 閉会 令和5年11月20日(月)午前10時32分
- 出席議員の氏名は次のとおりである。(9名)

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 1 番 | 谷 | 貞見 | 君 |
| 2 番 | 福榮 | 浩義 | 君 |
| 3 番 | 橘 | 智史 | 君 |
| 4 番 | 尾花 | 功 | 君 |
| 5 番 | 安達 | 幸治 | 君 |
| 6 番 | 佐井 | 昭子 | 君 |
| 7 番 | 山本 | 秀平 | 君 |
| 8 番 | 井口 | 雅裕 | 君 |
| 9 番 | 細川 | 安弘 | 君 |

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | | | |
|------------|----|----|---|
| 管理者 | 真砂 | 充敏 | 君 |
| 副管理者 | 小谷 | 芳正 | 君 |
| 会計管理者 | 樫畑 | 淳子 | 君 |
| 監査委員 | 山本 | 紳次 | 君 |
| 事務局長 | 早田 | 斉 | 君 |
| 事務局主任 | 亀田 | 史和 | 君 |
| 田辺市廃棄物処理課長 | 井濶 | 伴好 | 君 |
| みなべ町生活環境課長 | 前田 | 善伸 | 君 |

- 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 事務局主査 | 木下 | 宣明 | 君 |
|-------|----|----|---|

令和5年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

1 開会日時 令和5年11月20日（月）午前9時55分

2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館

3 日 程

日程第1 2定選挙第1号
議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 2定議案第1号
和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第5 2定議案第2号
令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について

事務局長（早田齊君）

皆様おはようございます。少し早いですけど、ただいまから始めさせて頂きたいと思
います。事務局長の早田でございます。よろしくお願いします。

去る 6 月 27 日付けで田辺市選出議員 6 名から都合により議員を辞職したい旨の届け出
がありました。このため、現在議長が欠員となっておりますので、地方自治法第 292 条にお
いて準用する同法第 106 条第 1 項の規定により、議長が決定するまでの間、副議長が議長
の職務をおこなうこととなります。

井口雅裕副議長、議長席の方へよろしくお願いいたします。

副議長（井口雅裕君）

おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました副議長の井口雅裕です。事務局
長の説明がありましたとおり、現在議長が欠員となっておりますので、議長が決定するまで、
私が議長の職務を行います。ご協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、ただいまから、
本日招集の令和 5 年第 2 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められております
ので、これを許可いたします。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

本日、令和 5 年第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、
何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、各般にわたり多大な御理解と御協力を賜
り、厚くお礼を申し上げます。

今議会には新たに、田辺市議会から 6 名の議員が選出されております。心から歓迎の意
を表しますとともに、当組合発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げま
す。

さて、清浄館は事業開始から今年で 29 年目を迎え、施設も長期間経過しておりますが、
皆様のご協力により安定した施設運営を続けており、また、住民生活に欠かすことのでき
ない施設として、地域の方々からもご理解をいただいております。

隣接する公園「わらべの里」につきましても、昨年度に、誰もが遊べる遊具への更新や
ユニット式多目的トイレ、障害者用駐車場を設置したことから、現在、多くの皆様にご利
用頂いております。

今後も引き続き、住みよい生活環境を維持していくため、安全で適切な施設の管理運営
に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、和歌山県市町村総合事務組合の規約の変更と令和 4 年度
組合一般会計決算につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。

副議長（井口雅裕君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

この場合、事務局長をして諸般の報告をさせます。

事務局長（早田斉君）

番外。ご報告申し上げます。

前回、2月定例会以降閉会中、田辺市選出議員6名から都合により組合議員を辞職したい旨の届け出がありましたので、これを許可しました。

これに伴い6名が欠員となりましたので、組合規約第5条第4項の規定により田辺市議会で補欠選挙が行われ、7月7日付で谷貞見議員、福榮浩義議員、橘智史議員、尾花功議員、安達幸治議員、佐井昭子議員が選出されております。

以上でございます。

副議長（井口雅裕君）

議事進行上、このたび新たに田辺市議会より選出されました議員には、ただいま着席の議席を仮議席として指定いたします。

ここで改めまして、議会全議員の皆様方について、事務局より紹介いたさせます。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、私の方からご紹介いたします。恐れ入りますが、自席にて自己紹介をお願いいたします。

まず田辺市選出議員から御紹介いたします。谷貞見議員です。

谷議員

谷貞見です。よろしく申し上げます。

事務局長（早田斉君）

福榮浩義議員です。

福榮議員

福榮浩義です。よろしく申し上げます。

事務局長（早田斉君）

橘智史議員です。

橘議員

橘です。よろしく申し上げます。

事務局長（早田斉君）

尾花功議員です。

尾花議員

尾花功です。よろしく申し上げます。

事務局長（早田斉君）

安達幸治議員です。

安達議員

安達幸治です。よろしくお願いします。

事務局長（早田斉君）

佐井昭子議員です。

佐井議員

佐井です。よろしくお願いします。

事務局長（早田斉君）

続きまして、みなべ町選出議員をご紹介します。山本秀平議員です。

山本議員

山本秀平です。よろしくお願いします。

事務局長（早田斉君）

井口雅裕副議長です。

井口議員

井口です。よろしくお願いします。

事務局長（早田斉君）

細川安弘議員です。

細川議員

細川安弘です。どうぞよろしくお願いします。

事務局長（早田斉君）

以上でございます。

副議長（井口雅裕君）

それでは日程に入ります。

日程第1、2定選挙第1号「議長の選挙」を行います。本件につきましては、現在、議長が欠員となっておりますので、行うものであります。

お諮りいたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行います。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選によることに決定しました。それでは更にお諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。議長には、尾花功君を指名いたします。

それではお諮りします。ただいま副議長において指名いたしました尾花功君を議長の当選人として定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました尾花功君が議長に当選されました。

尾花功君に通告いたします。あなたは、選挙の結果、議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可します。尾花功君。

議長（尾花功君）

副議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいま皆様のご同意をいただき、誠に光栄に存じます。また、併せて責任の重大さを痛感しているところでもあります。議長として、公平、公正、そして円滑に議会運営ができるように誠心誠意努めてまいります。皆様の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（井口雅裕君）

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。議長は議長席にお着きください。これを持ちまして、私の議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長（尾花功君）

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。日程第2・「議席の指定」を行います。今回、新たに田辺市議会より選出されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の名前と議席番号を朗読いたさせます。事務局長早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、新たに田辺市議会から選出されました議員の議席と名前を朗読いたします。

1番谷貞見君。2番福榮浩義君。3番橘智史君。4番尾花功君。5番安達幸治君。6番佐井昭子君。以上でございます。

議長（尾花功君）

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。続いて、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、7番山本秀平君、9番細川安弘君、以上2人の諸君を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間と決定いたします。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第5・2定議案第1号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

2 定議案第 1 号令和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合格約の変更につきましては、地方自治法第 292 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

続いて補足説明を求めます。事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、2 定議案第 1 号を説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。2 定議案第 1 号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合格約の変更について」地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものです。

内容につきましては、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散する上大中清掃施設組合を和歌山県市町村総合事務組合から脱退させるため、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

以上をもって、事務局の説明が終了いたしました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。2 定議案第 1 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって 2 定議案第 1 号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合格約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 5・2 定議案第 2 号「令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

2 定議案第 2 号令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

続いて補足説明を求めます。事務局、亀田史和君。

事務局（亀田史和君）

番外、それでは私の方から、令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び業務報告について、ご説明いたします。

まず、決算からご説明いたしますので、議案書の 4 ページをお願いします。

歳入の収入済額は、合計（2 億 8,465 万 9,412 円）です。

次に 5 ページをお願いします。歳出の支出済額は、合計（2 億 7,328 万 7,374 円）です。歳入歳出差引残額は、（1,137 万 2,038 円）です。

それでは初めに、歳入をご説明いたします。6～8 ページをお願いします。歳入は分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入に分かれています。

分担金及び負担金について、当初予算額は 2 億 5,162 万 3,000 円、補正額は 1,735 万 2,000 円、計 2 億 6,897 万 5,000 円です。なお補正予算につきましては、人件費や燃料費や原材料費、部材費等の高騰により光熱水費や施設修繕料等に対応するためのものです。

負担金の内訳をご説明いたします。組合運営費負担金 4,513 万 6,000 円は、歳出の議会費、施設整備基金積立金を除く総務費、予備費に充当するための負担金でありまして、30% が均等割、70% が令和 2 年度の収集量割で構成されており、この収集量割は田辺市が 86.91%、みなべ町が 13.09% です。各市町の負担金額につきましては、田辺市 3,422 万 9,788 円、みなべ町 1,090 万 6,212 円です。

次の施設整備基金負担金 3,569 万 2,000 円は、歳出の総務費施設整備基金積立金に充当するための負担金でありまして、5% が均等割、95% が令和 2 年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市 3,036 万 1,221 円、みなべ町 533 万 779 円です。

し尿処理費負担金 1 億 8,814 万 7,000 円は、歳出のし尿処理費に充当するための負担金でありまして、全て令和 2 年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市 1 億 6,351 万 8,558 円、みなべ町が 2,462 万 8,442 円です。負担金の合計は 2 億 6,897 万 5,000 円です。

次に 7 ページをお願いします。財産収入 11 万 9,136 円は、施設整備基金積立金に係る定期預金の利子収入です。次の前年度繰越金は 1,549 万 9,194 円です。なお、前年度の一般会計歳入歳出決算の認定後に、施設整備基金へ繰越金を合わせて積立てるため予算補正しています。

次に 8 ページをお願いいたします。諸収入は 6 万 6,082 円で、自動販売機手数料及び金属類の売払い金が主なものです。以上、歳入合計、収入済額は 2 億 8,465 万 9,412 円です。

続いて歳出の明細をご説明いたします。9ページをお願いします。

まず議会費です。当初予算額は18万8,000円、支出済額は11万885円、不用額は7万7,115円です。歳出の内訳につきましては、組合議員皆様方の報酬、消耗品費及び総合事務組合負担金です。

次に10ページの総務費です。一般管理費予算額は当初予算額が7,706万9,000円、補正予算額は1,825万0,000円、合計9,531万9,000円、支出済額は9,479万6,942円です。不用額は52万2,058円です。なお、補正予算につきましては、前年度繰越金を総務費の施設整備基金へ積立てるために行ったものが主なものです。

一般管理費の内訳をご説明いたします。報酬11万5,500円につきましては、特別職4名分の報酬です。給料1,085万8,200円につきましては、職員3名分の人件費です。なお、備品購入費へ122万8,330円流用しています。これは地域の周辺環境整備に係る公園へのユニット式多目的トイレの設置にあたり、部材費の高騰等による備品購入費が不足した際に、他の公園整備事業に合わせて早期に実現する必要があったため流用したものです。

続きまして11ページをお願いします。職員手当等622万9,728円につきましては、職員3名分の人件費です。共済費352万4,018円につきましても、職員3名分の共済費負担金、雇用保険料です。なお、職員手当等から共済費へ4,018円流用しています。

報償費55万円につきましては、敷地内及び公園周辺の除草、剪定、消毒作業に係る謝礼金です。なお、作業は地元北長町内会の有志の方々や長く公園等の管理に携わっていただいている方々をお願いしています。

旅費2万5,980円につきましては、県内及び県外の汚泥処理施設への視察が主なものです。交際費につきましては、支出はありません。

需用費286万4,234円につきましては、事務棟及び公園等の管理における消耗品費、薬剤費、施設修繕料が主なものです。その中で、施設修繕料217万1,081円につきましては、一連の公園整備における既存トイレの汚水ポンプユニットの交換、1ヶ所の洋便器化に要した費用です。

役務費35万4,116円につきましては、通信費、各種保険料、が主なものです。

続きまして12ページをお願いします。委託料115万5,478円につきましては、警備保障管理委託料等の施設の維持管理に必要な各種委託料です。

使用料及び賃借料37万8,133円につきましては、電話機器や複写機の借料、通信ネットワーク利用料が主なものです。

次の工事請負費1,025万2,550円につきましては、公園遊具の更新工事、公園入口移設及び障害者用駐車場の設置工事に要した費用です。

原材料費4万7,863円につきましては、公園用真砂土、肥料の購入費用です。

備品購入費712万8,330円につきましては、公園内にユニット式多目的トイレを購入した費用です。なお、給料から122万8,330円流用しています。

負担金補助及び交付金2,482円につきましては、非常勤職員公務災害補償に係る総合事務組合負担金です。

積立金 5,131 万 330 円につきましては、令和 2 年度に開始した施設整備基金への積立金です。なお、当初予算額に前年度の繰越金を予算補正し、合わせて積立えています。

次に 13 ページをお願いします。し尿処理費当初予算額は 1 億 7,354 万 7,000 円、補正予算額は 1,460 万 0,000 円、合計 1 億 8,814 万 7,000 円、支出済額は 1 億 7,837 万 9,547 円、不用額は 976 万 7,453 円です。なお、補正予算につきましては、燃料費や原材料費等の物価高騰に係る光熱水費や施設修繕料へ対応するため行ったものが主なものです。

し尿処理費の内訳をご説明いたします。需用費 1 億 1,846 万 2,678 円につきましては、し尿を処理する上で必要な光熱水費、薬剤費、施設燃料費と、施設の整備等に必要な消耗品費、施設修繕料が主なものです。なお、備品購入費へ 8 万 400 円流用しています。

施設修繕料 5,660 万 4,889 円につきましては、処理機器定期修繕 5,390 万円と定期以外の修繕 270 万 4,889 円を合わせた費用です。なお、処理機器定期修繕につきましては、長寿命化総合計画の整備計画に基づいて実施しており、さらに、運転管理業者が常に設備機器の状態を確認することで、精度の高い整備を行うことができます。

次に 14 ページをお願いします。役務費 91 万 9,676 円につきましては、水質検査手数料、ダイオキシン類濃度等測定分析手数料が主なものです。

委託料 5,815 万 6,793 円につきましては、施設の運転管理業務などし尿処理に必要な業務委託の関連費用です。主なものをご説明しますと、貯留槽等清掃業務委託料 460 万 3,500 円につきましては、受入槽、貯留槽等に堆積する砂、砂利を取り除くことで、ポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年 3 回行うものでありまして、清掃・運搬を含めた処分費用です。

施設運転管理業務委託料 5,011 万 6,893 円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託している費用です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・設備機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務で、従業員 6 名で管理しており、その人件費や技術経費及びその他経費です。

次の施設機能検査委託料 131 万 1,200 円につきましては、現在の施設の運転管理実績、設備装置の状況等を把握するための精密機能検査の作成にあたり、専門的見地から確認や助言を頂くなどの支援業務に対する費用です。

備品購入費 84 万 400 円につきましては、焼却灰の運搬に係る脱着用コンテナ、溶接機等を購入した費用です。なお、需用費から 8 万 400 円流用しています。

次に 15 ページをお願いします。予備費の支出はありません。以上、歳出合計は 2 億 7,328 万 7,374 円です。

続きまして、16 ページをお願いします。地方自治法施行令第 166 条第 2 項に規定する実質収支に関する調書で、実質収支額は 1,137 万 2,000 円です。

次に 17 ページをお願いします。財産に関する調書で、土地建物に変更はありません

次に 18 ページをお願いします。物品及び基金です。物品はユニット式多目的トイレ、焼却灰運搬用コンテナの購入により増加しています。基金は 5,131 万 330 円増加しています。

次に 19 ページをお願いします。決算審査意見書であります。令和 5 年 8 月 30 日（水）

に清浄館において、山本紳次監査委員、細川安弘監査委員に審査をいただきました。

以上で、令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。引き続き、関連がございますので、令和4年度の業務報告を簡単にさせていただきます。

業務報告書の1ページをお願いします。1ページから2ページにかけては、組合概要と決算概要を記載しています。決算概要については、先程、歳入歳出決算でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に3ページから4ページにかけては、組合の業務概要と議会に関する事項です。4ページの表4-2には、組合議会の開会と付議された事項を記載しています。令和4年度は、2回の定例会を開催しております。

次に5ページから6ページにかけては、監査に関する事項です。表5-2は、監査等の実施状況でありまして、例月出納検査、令和4年度一般会計歳入歳出決算審査、定期監査について、実施日及びその内容や結果を記載しています。

7ページは、職員組織に関する事項です。

次に8ページをお願いします。し尿処理に関する事項です。令和4年度の月別し尿等搬入量です。し尿等とは、「し尿と浄化槽汚泥を合わせたもの」でありまして、年間搬入量は、3万5,326kℓとなっております。搬入量を、土・日・祝日を除く、搬入日数243日で割りますと、1日平均57台約145kℓの搬入となります。し尿と浄化槽汚泥の割合は、し尿が16.24%、浄化槽汚泥が83.76%となっております。

9ページの表7-2には、市町別、年度別し尿等の搬入状況を記載しています。令和4年度の各市町別搬入量の構成比率は、田辺市が87.48%、みなべ町が12.52%です。田辺市の搬入量は前年度より816kℓ減少していますが、過去5年間では、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。みなべ町の搬入量は前年度より331kℓ減少しており、過去5年間では、し尿及び浄化槽汚泥とも減少傾向にあります。

次に10ページの表7-3をお願いします。し尿処理の状況について、搬入されたし尿等に施設内で使用する洗浄水等のプロセス用水が加わったものが処理量になります。令和4年度の処理量合計は3万7,699kℓです。年間365日で割りますと、1日平均103kℓの処理となりますが、実際には日や月によって搬入量の増減があり、また、浄化槽汚泥の性状の違いもありますので、毎日の処理量については、運転管理業者が省エネ運転に心掛け工夫しながら対応しています。表の右側には、放流水質を記載しておりまして、全ての項目において、下の表7-4に記載しています国の基準値及び清浄館独自の排水基準値を下回った数値となっております。

11ページには、ダイオキシン類濃度等各種測定分析結果を記載しています。ダイオキシン類濃度は年1回、ばいじん濃度は年2回、水銀濃度は年2回、それぞれ測定分析を行っており、結果については、すべて基準値内で適正に処理されています。

次に12~13ページをお願いします。表7-8には、し尿処理経費を年度別に過去5年間分、記載しております。現在は処理能力より少ない搬入量のため、施設を無理なく運転することが出来ており、また省エネ運転や長寿命化総合計画に基づいた計画的な定期修繕を

実施し、経費削減に努めています。しかしながら本年度は、燃料費や原材料費、部材費等の高騰により光熱水費や薬剤費、施設修繕料が増加しています。

表7-9には、令和4年度経費の詳細を記載しています。内容につきましては、先ほど決算書で説明しましたので省略させていただきます。

表7-10には、住民1人当たりのし尿処理経費を記載しておりまして、歳出合計を組合の対象人口で割りますと、1人当たりの単価は3,268円となります。表7-11には、1kℓ当たりの維持管理経費を記載しています。歳出合計を搬入量で割った1kℓ当たりの単価は、6,284円となります。経費の算出方法については、各自治体・組合において若干の違いがあり、一概には言えませんが、どちらも全国の平均単価より少ない経費を維持しています。しかしながら本年度は、燃料費、原材料費等の高騰により経費が増加しています。

以上で令和4年度の歳入歳出決算及び業務報告を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

事務局の説明が終了いたしました。引き続き、監査委員の意見を求めます。監査委員、山本紳次君。

監査委員（山本紳次君）

はい、議長。

それでは、私のほうから監査報告をさせていただきます。議案書の19ページを御覧ください。審査は、去る8月30日、細川監査委員さんと御一緒に、当清浄館におきまして、令和4年度の一般会計歳入歳出決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて事務局の説明を聴取いたしました。その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても適正なものと認めました。以上、監査報告とさせていただきます。

議長（尾花功君）

以上をもって、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告が終了いたしました。これより、質疑には入りません。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。2定議案第2号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって2定議案第2号は、原案のとおり認定されました。

議長（尾花功君）

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて終了いたしました。他に、発言、その他はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (尾花功君)

それでは、これもちまして本日招集の令和5年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 10 時 32 分)